

《在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者と介護されているみなさまへ》

大阪府では医療型短期入所整備促進事業を実施しています

大阪府では、在宅で生活されている医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の方が、身近な医療機関において医療型短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、一定の要件を満たす方（※1）を短期入所で受け入れた医療機関に対し、平成26年度から補助金を交付する「医療型短期入所整備促進事業」を実施しています。

（※1）大阪府内（政令市を除く）在住の在宅の障がい児者の方で、運動機能が座位までであり、かつ、判定スコア（医療機関が判定します）が10点以上の方。

○医療型短期入所整備促進事業（補助金）を利用できる病院（平成29年11月15日現在）

病院名	所在地	対象年齢	問い合わせ窓口
淀川キリスト教病院	大阪市東淀川区柴島 1-7-50	18歳未満	医療社会事業課 0120-364-489
刀根山病院	豊中市刀根山5-1-1	18歳以上	療育指導室 06-6853-2001
ほうせんか病院	茨木市西福井 2-9-36	18歳以上	地域連携センター 072-641-7088
寝屋川南病院	寝屋川市高柳 1-1-17	18歳以上	医事課 072-827-1001
呼吸器・アレルギーセンター 大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1	15歳以下	地域医療連携室 072-957-2121
阪南中央病院	松原市南新町 3-3-28	15歳未満	医療連携課 072-333-2100
阪南市民病院	阪南市下出 17	18歳以上	医療福祉相談室 072-471-3321

《留意事項》

- 障がい福祉サービスの利用にあたっては、市町村から支給決定を受ける必要があります。
- 利用にあたっては、医療機関と事前に利用契約を締結する必要があります。
また、短期入所の利用の都度、予約が必要です。
- ベッドの空きがないときや、利用者の状態によってはご希望の医療機関での短期入所の利用ができない場合があります。
- 条件等については、各医療機関の重要事項説明書や契約書等を十分確認してください。



《医療型短期入所について》

医療型短期入所とは

自宅で介護する人が病気等の場合に、1泊2日～1週間程度の期間、施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うものです。介護者の病気のほか、冠婚葬祭・きょうだいの行事参加・旅行・休養等の理由でも利用できます。

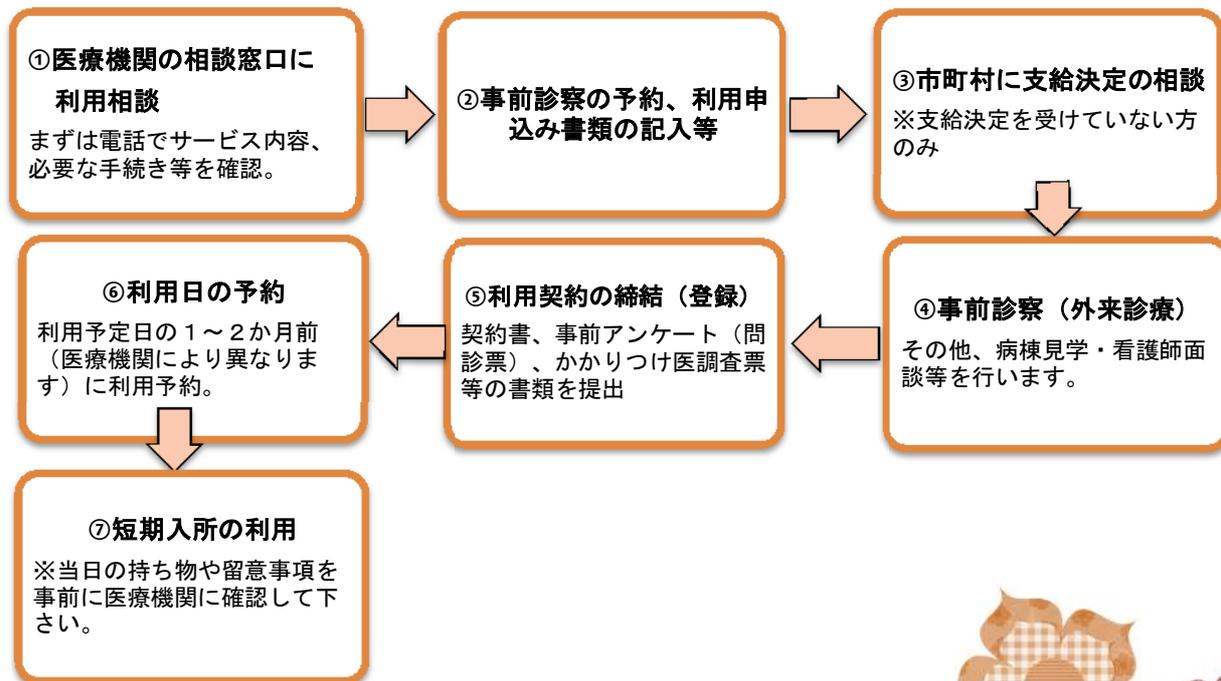
利用できる方

- （18歳以上の方）①又は②に該当する方。
 - ①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
 - ②区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい者
 - （障がい児）重症心身障がい児
- ※利用するためには、お住まいの市町村等から障がい福祉サービス受給者証が交付され、「短期入所」の支給決定を受ける必要があります。

利用にかかる主な費用

- 障がい福祉サービスの利用者負担額（受給者証に記載の上限まで）
- 食費、光熱水費、事前に外来受診等が必要な場合その医療費 等

《利用までの流れ（例）》 ※具体的な手続きの流れは医療機関により異なります。



《お問い合わせ窓口》

- 支給決定について：お住まいの市町村の障がい福祉担当課
- 利用や具体的な手続きについて：各実施病院のお問い合わせ窓口
- 医療型短期入所整備促進事業について
大阪府福祉部障がい福祉室 地域生活支援課 電話：06-6941-0351(内線 2452)

